

政令第 号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）附則

第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。

理由

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。